

在宅勤務制度について

1 制度導入の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、在宅での勤務が可能と考えられる職員に対する特例措置として実施

2 在宅勤務制度の内容

(1)対象者

裁量労働制試行の対象教員

<対象職員の考え方>

現状においては、勤務時間の定めがなく、教育・研究に従事する裁量労働制試行教員にのみ導入する。

診療に従事する教職員や、電子カルテシステム、人給システム、財務会計システム等の(外部からアクセスできない)学内システムを使用する職員には、下記実施期間中での業務環境の整備が困難であるため。

(2)実施期間

令和2年4月15日(水)～5月6日(水)

緊急事態宣言終了日まで。ただし今後の動向次第で延長があり得る。

(3)実施場所

対象職員の自宅

感染リスクや情報セキュリティ上の問題があるため、飲食店や公共施設では実施不可

(3)実施単位

1日単位で届出可能

(4)情報セキュリティ対策

公文書は学外に持ち出してはならない。

情報資産を学外に持ち出すときは、盗難及び紛失を防止するとともにパスワードの設定等により情報漏洩がないようにしなければならない など

「和歌山県立医科大学ネットワーク及び情報システムに関わる情報セキュリティ管理要綱」第10条・第11条及び「同マニュアル」に基づく情報セキュリティ対策を行うこと。

(5)手続き

在宅勤務を希望する職員は、学長に届出を行うこと。

届出書は事務局総務課あてメールで送付することとし、事務局総務課で、各所属の在宅勤務の実施状況の管理を行う。

令和2年4月15日
事務局総務課

新型コロナウイルス感染症対策として裁量労働制試行教員を
対象とする在宅勤務制度の取扱いについて

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特例措置として、以下のとおり取り扱います。

1 対象職員

裁量労働制試行教員

職員就業規則第2条第2項に規定する教員であって、教授、助教授、講師又は助教のうち、以下の業務に従事する教員（診療行為に従事する教員を除く。）を指す。

- ① 医学部教養・医学教育大講座、医学部基礎系講座、医学部先端医学研究所、地域・国際貢献推進本部地域医療支援センター、教育研究開発センター及び共同利用施設において行う教育及び研究の業務
- ② 保健看護学部及び助産学専攻科において行う教育及び研究の業務

2 対象期間

令和2年4月15日（水）～5月6日（水）

緊急事態宣言終了日まで。ただし、今後の動向により延長があり得る。

3 実施場所

在宅勤務を実施する職員（以下「実施職員」という。）の自宅

感染リスクや情報セキュリティ上の問題があるため、飲食店や公共施設等では実施不可。

4 実施単位

1日単位で取得できる。

5 手続き

在宅勤務を実施しようとする職員は事前に、在宅勤務届出書（別記様式）を学長あてに提出をすること。

（総務課あてにメールで送付すること。 jinji@wakayama-med.ac.jp）

6 情報セキュリティ対策

実施職員は、公文書を学外に持ち出してはならない。

また、「和歌山県立医科大学ネットワーク及び情報システムに関わる情報セキュリティ管理要綱」第10条、第11条及び「同マニュアル」に基づき、以下の事項を遵守すること。

- ・情報資産を学外に持ち出すに際しては、盗難・紛失が起こらないよう十分に注意する

こと。

- ・移動中の情報資産の保護に注意し、電車、バス、車等での移動の際にも常に管理下に置くこと。
- ・個人所有のパソコン等に情報資産を複製しないこと。
- ・情報資産について、「技術的対策・パスワード設定時の注意事項」に従い、パスワードを設定すること。
- ・情報資産は、可能なかぎり、施錠した保管袋、鞆等に入れて携行すること。

7 施行日

令和2年4月15日（水）

【別記様式】

年 月 日

学 長 様

所属

職員番号

職・氏名

在宅勤務の届出について

以下のとおり、在宅勤務を行いますので届け出ます。

【記載例1】

令和2年4月20日～4月24日

【記載例2】

令和2年4月20日、4月22日、5月1日

届出後に届出内容に変更が生じた場合は
再度、事前に提出してください。

下記メールアドレスに送付してください。

jinji@wakayama-med.ac.jp